

日本におけるレジャー産業の今後の展開についての一考察

1200483 長瀧 功大

高知工科大学 経済・マネジメント学群

第1章 はじめに

1-1 本研究のテーマとその目的

近年日本を訪れる海外旅行者の数は急速に増加傾向にあり、10年前と比較すると約2,300万人も増加している（日本政府観光局、2018）。さらに2020年に開催される東京オリンピックの期間中、また、開催後に生じる海外観光客の増加も見込まれている。これらの動向は、外貨の獲得といった意味から日本経済にとって重要な機会であると考えられる。事実、日本政府は「特定複合観光施設区域整備法」（以降 IR 整備法）の策定、可決を急速に進めている。IR 整備法案とは、通称カジノ法と呼ばれ、それに対する「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」における基本理念には、「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与する」（法律第百十五号、2016）と記されている。しかし、IR 整備法によるカジノを含む統合型リゾートの設置に認定される区域数は3カ所とされている。設置された統合型リゾートがもたらす経済効果はけっして小さくないと予測され、したがって我々の暮らしにも大きな影響を及ぼすものと考えられる。

その一方で、これらの動向は既存のレジャー産業に劇震を与えている。これは、日本にカジノが登場することで、その他の業界への需要がなくなり、撤退を余儀なくされる可能性が高まるためである。また、韓国でも社会問題化している問題、いわゆる「ギャンブル依存症」の問題も不安視されている。

レジャー産業の中でも、パチンコ産業は古くから政府や大衆から度々非難的となっている。これは競馬・競輪などの公営ギャンブルよりも我々の身近な場所にあることや「三店方式」といった仕組み等が要因だと考えられる。しかし、パチンコ産業は様々な取り組みによって、「ギャンブル」という認識から、「レジャー・アミューズメント」へとシフトするように努めている。例えば、愛媛県松山市にある『キスケBOX』は、ボウリングやパチンコをはじめとし、温泉やゲームセンター、ファストフード店な

どを設置した複合施設となっており、別館にはカルチャースクールやスーパーマーケット、託児所まで併設している。

本研究では、現在、世間ではギャンブルという枠組みの中にあるパチンコ産業が、どのようにレジャー産業として変貌を遂げているのかを明らかにすることを目的とする。日本のあらゆる場所に点在しているパチンコホールが今後地域の身近な「憩いの場」としてその存立意義を見出しているのであれば、地域コミュニケーションの場として、また地域情報を共有する場として地域に貢献するものと考えられる。

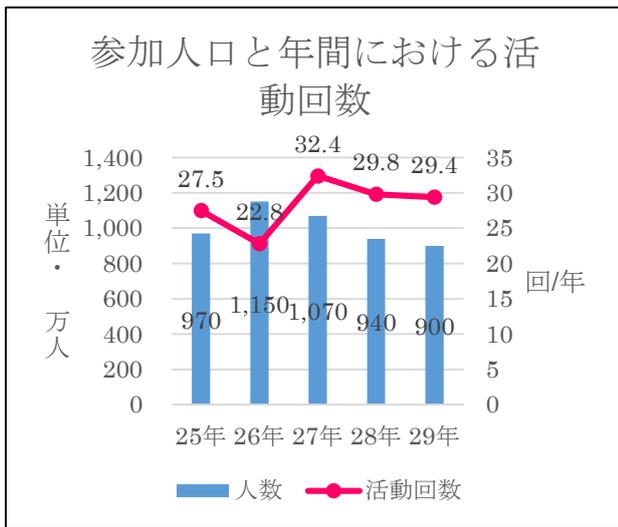
第2章 背景

2-1 IR(統合型リゾート)の現状

カジノに関する議論は2000年以前から上がっていた。特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(以降 IR 推進法案)は第183回国会で提出されている。その後衆議院解散や幾多の修正を加えられ、3年後の2016年12月15日にIR推進法が成立し、24日に施行された。その2年後の2018年4月27日にIR整備法案が提出され、同年7月20日に成立した。当初は2020年の東京オリンピックと同時期に統合型リゾートを開業する予定であった。しかし、IR推進法・IR整備法の施行が大幅に遅れたため、統合型リゾートの開業も遅れることになった。また、可決されたIR整備法では、統合型リゾートが設置されるのは全国で3カ所と定められた。そして、2019年11月に観光庁は2021年1月～7月をIRの整備計画の申請期間とすることを公表した(観光庁)。現在、IR誘致を予定または検討しているのは北海道、千葉市、東京都、横浜市、名古屋市、大阪府・市、和歌山県、長崎県の計8地域である。今後のIRの展開としては整備計画を申請した後、2021年の夏以降に認定が下り、建設・開業に至るのは2020年代前半と考えられている。

2-2 パチンコ産業の現状

図1は、平成30年に発行された「レジャー白書」のデータをもとに作成したものである。これによれば、参加人口は減少傾向にあるが、活動回数は増加している。すなわち、年間を通して遊技をあまり行っていなかったユーザーが減少したと考えられる。これらから、パチンコ産業は衰退傾向が見て取れる。しかしながら、需要自体は未だに高いということが分かる。



(図1)※出典：レジャー白書2018

現在に至るまでのパチンコ業界の規模の縮小は、多くの人が法規制によるものだと考えるだろう。しかし、実際にはパチンコ業界が自主的に取り組んでいる規制によるものが大半であると言える。実例として挙げられるものは低確率や低レートの遊技機である。今では多くのパチンコホールには「遊パチ」や「1円パチンコ」などが多く導入されている。これは、ギャンブル的な要素を抑えることにより業界全体で健全化を目指し、大衆娯楽の1つとして認めてもらえるように努力しているものと考えられる。

パチンコ業界はこれまでに法規制に加えて自主的な規制を多く行ってきた。表1は、過去5年の取り組みの中から一部をまとめたものである。

H26	・消費税増税に伴い、外税対応店舗が増加 ⇒貸し玉料金の上限がアップ
H27	・大当たり確立の下限を引き下げ

	⇒期待値の低下、射幸性の抑制
H28	・健全化推進に関する声明を発表 ・138型式、72万台超の遊技台が撤去 ・低確率機“ちょいパチ”の登場
H29	・依存問題に対する声明を発表 ・警察庁が風営適正化法施行規則及び遊技機規則の改正案を公表
H30	・H29の改正規則が2月1日から施行 ・スロットで出玉規制の強化

(表1)※出典：遊技日本 「パチンコ歴史館」

平成27年にある射幸性とは、射幸心を煽る性質のことを表す。ここで射幸心とは『偶然の利益を労せずを得ようとする欲心』（広辞苑 第七版）とされる。

これまで行われてきた業界全体での取り組みは、射幸心を煽る「大当たり確立に応じた大当たり時の出玉量」を抑制するために「大当たり確立」を規制するものであった。そして、大当たり確立の下限の引き下げや“ちょいパチ”の登場により、ギャンブル性を抑え、演出やゲーム性の提供を豊かにし、エンターテインメント性を向上させた。パチンコ業界は、これまでに築かれた業界の風潮や印象を社会問題として受け止め、様々な取り組みによって改善していると考えられる。

また、2018年7月に健康増進法が可決され、2020年4月から屋内での喫煙が原則禁止となるが、これによりパチンコ店では喫煙しながらの遊技が実質不可能になる。このため、パチンコホール側は店内に喫煙ブースを設けるか、ホール内を分煙化するなどの対応が求められる。この遊技時の禁煙化という外的要因により、多くの喫煙者である顧客を減少させると考えられる。しかし、この禁煙化を機会として捉え、これまでターゲットとして考慮してこなかった女性客や若年層を取り込むべく、アミューズメント施設へとシフトして行くと言った帰結も考えられる。

2-3 ギャンブル依存症(遊技障害)について

ここで関連する報告書として日工組社会安全研究財団が実施した「パチンコ・パチスロ遊技障害全国調査」の調査報告書(2018)の内容を取り上げる。

2008年頃に人々の間で「依存症」に対する関心が高まる中、2009年の厚労科研費の調査結果に基づいて「ギャンブル依存は556万人にのぼる」と報道された。さらに、「病的賭博」の原因の例示としてパチンコ・パチスロが挙げられたことから、「ギャンブル依存」イコール「パチンコ依存」との印象を強めることになった(まえがき)。この調査は2012年8月に日本遊技機工業組合より、パチンコ・パチスロ遊技への「のめり込みの実態」について、科学的、客観的な調査の実施を依頼され行われた。調査の目的はどのような人々がどれくらいパチンコ・パチスロ遊技を行っているのか、またその遊技状況を明らかにすることである。これと共に、どのような人々がどのくらいパチンコ・パチスロ遊技障害になっているおそれがあるのかを検証するために、遊技障害のおそれのある者について「パチンコ・パチスロ遊技障害尺度」(PPDS)と名づけられた専用の尺度を用いて社会的分布状況を調査した。調査対象は無作為抽出により選定された全国の18歳から79歳までの男女9,000人であり、この中で全回答者数は5060人、またPPDS回答者は558人である。その558人の中で遊技障害のおそれのある人の割合は8.4%(47人)であり、全回答者5060人の0.9%に当たる。この比率を調査の母集団とした日本在住の18歳から79歳人口に当てはめて推計すると、軽度以上の遊技障害のおそれのある人の数は、およそ90万人いると推計される(第2章)。

第3章 研究課題の導出と調査方法

3-1 研究課題

本研究の第2章であげた取り組みだけでなく、一般社団法人日本遊技関連事業協会が制定した「パチンコ店における依存(のめり込み)問題対応ガイドライン(以降ガイドライン)」(2015)にある依存への対策も業界全体で行われている。ガイドラインに定められている依存問題に対する取り組みは、主に依存問題の発生を未然に防ぐことを第一の目的としている。他にも、パチンコ依存問題相談機関「リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)」が2006年に設立されており、この相談窓口の告知ポスターを店舗内の見やすい場所に掲示するなどの取り組みを行っている。

以上のように、様々なギャンブル性の抑制、また、依存症対策に努めていながら、「レジャー・アミューズメント施設」として

は未だ十分に認識されていない。

これらの議論から本研究では、「過去と比較したパチンコ提供施設の現状を把握すること」を研究課題として取り上げる。

3-2 調査方法

本研究における調査では、パチンコホール経営企業を対象とし、一部地域展開型企業の2人と、全国展開型企業の1人から聞き取り調査を実施するものとする。

第4章 結果

聞き取り調査の結果として、パチンコ事業においては地域展開・全国展開に関係無く、そもそもの出店する立地によって提供形態が異なってくるのが分かった。出店地域における顧客層・競合店の調査を綿密に行い、その地域の特徴に合わせた店舗を出店している。それ以外のサービスに関しては、個々の企業の特徴に基づいていると言える。

一部地域展開の企業Aは、新たに出店した店舗を中心とした地域社会の経済活性化を事業方針としている。店舗をその土地に置くことで、雇用の増加や若年層の地域ボランティアへの積極参加を促すことに繋がる。ホール内の休憩スペースは比較的広く作られており、遊技以外の時間もゆっくりと過ごせるようになっている。また、飲食業やサービス業などから提携店を募り、無料のクーポン雑誌を発行し店舗に設置している。このクーポン雑誌は、提携店は掲載料無しでPRに繋がり、ホール利用者は無料クーポンが利用可能となり、設置ホールは来店動機の要素が増加する。結果として、利用者と地域企業間のコミュニティハブとしてホールが機能している。

全国展開の企業Bはパチンコホール単独店だけでなく、ホールを含む複合施設の運営も行っている。単独店舗の場合は、パチンコを遊技する「目的客」のみである。一方で、複合店の場合、家族連れで施設を利用する際に、母親と子どもが買い物等をしている間の「時間つぶし」として男性客が利用することも想定される。しかし、その分だけホール利用や遊技台の稼働率が、単独店舗に比べて高いというデータはないという。同じように、その他施設と同敷地内でホール運営を行っている店舗もあるが、稼働率が高いとは言い難い状況である。また、店舗とゲームセンタ

一を併設し運営している例示もある。この店舗の開店前と閉店後に、ゲームセンターのパチンコ・パチスロコーナー、プライズコーナーにおいて利用客の数名が遊技する姿が見受けられている。

第5章 まとめ

5-1 考察

本研究はパチンコ産業がどのようにレジャー産業へと変貌を遂げているのかを明らかにすることを目的とした。

その結果として、パチンコホールの出店によってその地域の雇用を増加させている。さらに、他企業と提携することで、地域経済の活性化の助力に繋がっている。また、複合施設や同敷地内での店舗運営という営業形態が増加していることも確かである。したがって、ホール経営企業側と一部のユーザーには、パチンコ・パチスロは「レジャー」もしくは「アミューズメント」として認知されている。

ただ、これだけでは世間での「ギャンブル」という認識から「レジャー・アミューズメント」へシフトしたとは言えない。

しかし、企業・業界の活動を発信することで、世間での認識を多少改めることは出来るかもしれない。また、施設の提供方法を工夫することにより、店舗を中心とした新たなコミュニティが生まれ、地域住民の交流が活発化し、「憩いの場」として活用できる可能性は十分にあると考えられる。

5-2 改善策の提案

本研究の結果と考察を踏まえ、以下の提案をする。

①取り組みについての発信を強化する

②個人それぞれの上限金額を設定・管理すること

1つ目は、業界の取り組みや各企業・店舗における活動についての情報を、積極的に発信することである。本研究においてもいくつかの取り組みについて取り上げている。こういった活動がなされていると同時に、企業では地域ボランティアへの積極参加等も行っている。しかし、世間では「ギャンブル依存性」の典型例という印象が強まる一方であり、規制強化等についての情報はニュースなどで取り上げられることはほとんどない。取り組みに対する認知度の向上は、少なくとも印象の改善に繋がる

だろう。

2つ目に、ギャンブル依存(又はパチンコ依存)でやはり問題となるのは「金銭感覚」ではないかと考えられる。日遊協が行ったファンアンケート(2018)においても、「今後パチンコ・パチスロを続けたくないと思う理由」という質問に対し、約40%の人が「お金がかかりすぎるから」を選択している。金銭がかかりすぎるという問題には、遊技台への過剰投資にも繋がってしまう。これを防止するために、利用客一人一人の投資上限金額を制限することを提案する。また、換金に関しても上限を設けても良いと私は考える。換金上限が無い為に、得られた特殊景品を全て現金と交換してしまう。これは射幸心を煽っている要因の1つであると言えるのではないかと。制限を設けることで、生活に支障が出てしまう程にパチンコ・パチスロに投資すること、また、のめり込んでしまうことを抑えられるようになるだろう。

だが、上記の2つの提案はどちらも時間とコスト、システムの構築等、多大なデメリットを抱えている。もし、実現したとしても利用客の手続等が複雑なものになってしまう可能性が高い。そのため、簡易的に運営できる仕組みでなければ、顧客の減少・市場規模の縮小は必至だろう。

5-3 今後の課題

本研究で調査対象としたのは、パチンコホール経営企業のみであり、パチンコホール経営企業の遊技場提供の在り方について言及する結果となった。遊技機メーカー・業界の取り組みについては公式サイトや遊技障害調査書等の記載部分しか触れていない。遊技機内規変更や低貸遊技台の設置数比率について調査・分析をかけてギャンブル性の低下・エンターテインメント性の向上を証明することも、パチンコホールを「憩いの場」として提唱するには必要である。

また、今後のIRの動向によっても、パチンコ産業の位置付けは変わってくるだろう。統合型リゾートの営業が本格的に始まり、カジノ運営に関して問題がないとなれば、パチンコ産業は民営版のカジノとして捉えられるようになるのではないかと私は考えている。

第6章 参考文献

・首相官邸「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律関係資料」2016年

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/ir_kaigi/dail/siryou3.pdf、2019年1月27日情報取得)

・TRAVEL JOURNAL ONLINE「IR整備計画、21年1月に申請開始 自治体の誘致本格化へ」2019年12月2日

(https://www.tjnet.co.jp/2019/12/02/ir_整備計画、21年1月に申請開始で自治体の誘致本格/、2020年2月12日情報取得)

・一般社団法人 日本遊技関連事業協会「パチンコホールの売上、参加人口、活動回数」2018年

(<http://www.nichiyukyo.or.jp/gyoukaiDB/m6.php>、2018年10月10日情報取得)

出典元：レジャー白書2018（2018年8月発行）

・日本政府観光局 「年別 訪日外客数、出国日本人数の推移（1964年-2018年）」

(https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/)

(https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/marketingdata_outbound.pdf、2020年1月10日情報取得)

・遊技日本 「パチンコ歴史館 2010年～」

(<https://yugi-nippon.com/page-7277/>、2020年2月12日情報取得)

・カジノ IR ジャパン 「カジノ・IR推進法案 1999年～2014年の流れ」

(http://casino-ir-japan.com/?page_id=1648、2019年3月29日情報取得)

・産経ニュース 「自民、維新、生活の3党がカジノ法案提出」2013年12月6日

(<https://www.sankei.com/politics/news/131206/pl1312060030-n1.html>、2019年3月29日情報取得)

・カジノ IR ジャパン 「2015年から現在まで IR整備法施行令公布 19年3月、次は基本方針公表」2018年12月4日

(<http://casino-ir-japan.com/?p=1780>、2019年3月29日情報取得)

・カジノ IR ジャパン 「地方IRレポート 都道府県別一覧」

(<http://casino-ir-japan.com/?cat=5>、2019年3月30日情報取

得)

・一般社団法人 日本遊技関連事業協会

2018年 パチンコ・パチスロファンアンケート調査

(http://www.nichiyukyo.or.jp/_sys/wp-content/uploads/03_questionnaire2018-1.pdf、2019年10月情

報取得)

・公益財団法人 日工組社会安全研究財団「パチンコ・パチスロ遊技障害全国調査 調査報告書」2018年3月

(http://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2018/04/3003_pp01.pdf、2019年12月9日情

報取得)

・厚生労働省 「健康/医療 受動喫煙対策」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000189195.html> (2020年2月12日情報取得)